

地域密着型特別養護老人ホームサンホームみやこ絆管理運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人若竹会が設置経営する地域密着型特別養護老人ホームサンホームみやこ絆(以下「施設」という。)が行う地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、高齢者等の自立支援という観点にたって、要介護者(以下「入所者」という。)が施設を利用し心身機能の維持向上を図ることを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 施設は、入所者一人ひとりの意思及び人格を尊重し、入所者へのサービスの提供に関する計画に基づき、その居宅における生活と入所後の生活が連続したものになるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入所者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことができるよう支援する。
- 2 施設は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、宮古市、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、その他保健医療サービスまたは福祉サービスを提供するものと綿密な連携に努めるものとする。
- 3 入所者またはその家族に対し、サービスの内容及び提供方法について分かり易く説明し、適切な介護技術をもってサービスを提供する。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- | | |
|----------|--------------------------|
| (1) 名称 | 地域密着型特別養護老人ホームサンホームみやこ絆 |
| (2) 所在地 | 宮古市崎鍬ヶ崎第4地割1番地43 |
| (3) 施設区分 | ユニット型サテライト型地域密着型介護老人福祉施設 |

(職員の区分及び定数)

第4条 職員の区分及び定数は、次のとおりとする。ただし、法令の定める範囲内で兼務ができるものとする。

- | | | |
|----------------|-------|-----------|
| (1) 施設長(管理者) | 1人 | (本体施設と兼務) |
| (2) 医師(嘱託) | (2)人 | (本体施設と兼務) |
| (3) 事務員 | 1人以上 | (本体施設と兼務) |
| (4) 生活相談員 | 1人 | |
| (5) 看護師または准看護師 | 1人以上 | |
| (6) 介護福祉士及び介護士 | 10人以上 | |
| (7) 介護支援専門員 | 1人 | |
| (8) 機能訓練指導員 | 1人 | (本体施設と兼務) |
| (9) 栄養士 | 1人以上 | (本体施設と兼務) |
| (10) 調理員 | 5名 | (他事業所兼務) |

2 前項の他、必要に応じその他の職員を置くことができる。

(職員の職務)

第5条 職員の職務内容は次のとおりとする。

(1) 施設長

施設の総括的管理業務を行う。

(2) 医師

入所者の診療、健康管理及び保健衛生の指導を行う。

(3) 管理者

施設の職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(4) 事務員

① 経理事務

② 建物、備品の保全管理に関する事

③ 物品の調達受け払いに関する事

④ 文書の収受、発送に関する事

⑤ 関係機関との連絡調整に関する事

⑥ 介護報酬請求事務に関する事

⑦ 利用料金の徴収事務に関する事

⑧ その他庶務に関する事

(5) 生活相談員

① 生活相談、助言に関する事

② 教養娯楽等行事の計画実施に関する事

③ 施設利用等、入退所に関する事

④ 関係機関との連絡調整に関する事

⑤ 苦情処理に関する事

⑥ 所持金の受託管理に関する事

⑦ その他入所者の処遇に関する事

(6) 看護師または准看護師

① 医師の指示による傷病者の処置に関する事

② 傷病者の看護に関する事

③ 入所者及び職員の保健衛生に関する事

④ 医療機器薬品の整理保管に関する事

⑤ 診療記録等の整備保管に関する事

⑥ その他健康管理に関する事

(7) 介護福祉士及び介護士

- ① 日常生活の介護及び補助に関すること
- ② 被服、寝具、日用品の管理に関すること
- ③ 居室、浴室、洗濯室等の管理に関すること
- ④ その他入所者の介護に関すること

(8) 介護支援専門員

- ① 施設サービス計画作成に関すること
- ② 入所者等の調査に関すること
- ③ 介護士等に対する介護指導に関すること
- ④ 関係機関との連絡調整に関すること
- ⑤ その他介護サービスに関すること

(9) 機能訓練指導員

- ① 機能訓練実施計画に関すること
- ② 機能訓練指導に関すること
- ③ その他機能訓練に関すること

(10) 栄養士

- ① 食事の献立及び調理指導に関すること
- ② 食品の調達計画と受け払いに関すること
- ③ 栄養管理に関すること
- ④ 調理室及び食品庫等の管理に関すること
- ⑤ その他給食に関すること

(11) 調理員

- ① 栄養士の指示による食品の調理と配膳に関すること
- ② 調理室等の清掃に関すること
- ③ その他調理に関すること

2 職員は、別に定める「品質管理規程」を遵守することとする。

3 日中については、ユニット毎に常時 1 人以上の介護職員を、夜間及び深夜については 2 ユニット毎に常時 1 名以上の介護職員等を介護に従事させるものとする。また、ユニット毎に常勤のユニットリーダーを配置することとする。

(営業日及び営業時間)

第6条 施設の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 1 月 1 日から 12 月 31 日
- (2) 営業時間 0 時から 24 時
- (3) 電話等でも、24 時間常時連絡が可能な体制とする。

(利用者の定員)

第7条 施設の入所者の定員は29人とする。

(ユニット数及び定員)

第8条 施設が提供する居室は個室とする。その際、選択する階及び居室は、入所者の希望及び居室の空床状況等により、施設側が入所者に対して居室の状況、利用料等を文書により説明し同意を得るものとする。

2 ユニットは、「Aユニット」、「Bユニット」、「Cユニット」の3ユニットで、それぞれの定員は10名、10名、9名とし、居室はいずれかのユニットに属するものとする。

(サービスの内容)

第9条 介護サービスの内容は次のとおりとする。

(1) 日常生活動作能力に応じて、必要な介助を行う。

- ① 食事の介助
- ② 排泄の介助
- ③ 入浴の介助
- ④ 移動の介助
- ⑤ その他必要な身体の介助

(2) 健康状態の確認

(3) 利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練並びに利用者の心身の活性化を図るための各種サービスを提供する。

- ① 日常生活動作に関する訓練
- ② 行事的活動
- ③ 趣味活動等

(4) 利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言を行う。

- ① 日常生活に関する相談、助言
- ② 福祉用具の利用方法の相談、助言
- ③ その他必要な相談、助言

(地域密着型施設サービス計画の作成等)

第10条 利用者の心身の状況、希望及びその置かれている状況を十分に把握し、各ユニットにおいて入所者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう、個別に地域密着型施設サービス計画書を作成する。

2 地域密着型施設サービス計画の作成、変更の際には、利用者または家族に対し、当該計画の内容を説明し同意を得る。

3 利用者に対し、地域密着型施設サービス計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。

(サービスの利用料)

第11条 介護サービスを提供した場合の利用料は、介護報酬告示上の額とし、利用者負担額は介護保険負担割合証の負担率を乗じた額とする。利用者負担額について、公費負担がある場合は、その負担率を乗じた額とする。

2 次の各号に掲げるものについては、利用料金全額の支払いを受けるものとする。ただし、利用者負担段階の第1段階から第3段階に該当する利用者の居住費及び食費については、その利用者負担限度額とする。

(1) 居住費	1日あたり	2,066円	
(2) 食費	1日あたり	1,860円	(食材料費及び調理費として)
(3) 特別室料	1日あたり	330円	(居室Dを利用した場合)
(4) 預り金管理料	1日・1冊あたり	30円	(預金通帳を預かった場合)
(5) 家電製品持込料	1日・1点あたり	30円	(テレビ等、電気ポット、電気毛布等(11～3月)に限る)
(6) 理美容サービス	1回あたり	1,500円～4,500円	(カット、パーマにより値段が異なる。)
(7) インフルエンザ予防接種料	1回あたり		実費
(8) 利用者が希望する特別な食事			実費

3 前項の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

4 利用料の支払いは、現金、口座振込または自動振替等により、指定期日までに受ける。

(サービス提供記録の記載)

第12条 サービスを提供した際には、その提供日、内容及び入所者に代わって支払いを受ける介護報酬の額、その他必要な記録を所定の書面に記載する。

(秘密保持)

第13条 施設の職員は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密保持を厳守する。

2 職員であった者が、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講ずる。

(苦情処理)

第14条 提供したサービスに関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者または家族に対する説明等必要な措置を講ずる。

(損害賠償)

第15条 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(衛生管理)

第16条 職員は、使用する備品等を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生に十分留意するものとする。

- 2 職員は、感染症若しくは食中毒が発生またはまん延しないよう努めるとともに、施設内において委員会を組織し、万が一感染症等が発生した場合は施設で定めた業務マニュアル等により必要な措置を講ずる。
- 3 職員は、感染症等に関する知識の習得に努めるものとする。

(緊急時における対応等)

第17条 職員は、介護事故等の発生または再発防止に努めるとともに、施設内において委員会を組織し、万一介護事故等が発生した場合は施設で定めた業務マニュアル等により必要な措置を講ずる。

- 2 職員は、介護事故予防等に関する知識の習得に努めるものとする。

(非常災害対策)

第18条 サービスの提供中に天災その他の災害が発生した場合、施設で定めた業務マニュアル等により必要な措置を講ずる。また、所長は日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとる。

- 2 非常災害に備え、定期的に避難訓練を行う。

(身体拘束の禁止)

第19条 施設は、サービスの提供にあたって、入居者又は他の入居者の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行ってはならない。

- 2 施設は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録することとする。
- 3 施設は、身体拘束等の適正化を図るため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。
 - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の定期的な開催及び開催結果の施設職員への周知徹底
 - (2) 身体拘束等の適正化のための指針の整備
 - (3) 施設職員に対する身体拘束等の適正化のための研修の定期的な実施

(虐待防止に関する事項)

第20条 施設は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための職員に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

- 2 施設は、サービス提供中に、当該施設職員または養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(運営推進会議)

第21条 施設が行う事業を地域に開かれたサービスとし、サービスの質の確保を図る目的として、「地域密着型特別養護老人ホームサンホームみやこ絆運営推進会議設置要綱」のとおり運営推進会議を設置・運営する。

(その他運営についての留意事項)

第22条 介護職員等の質の向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後 3 ヶ月以内

(2) 継続研修 随時

- 2 施設は、この事業を行うため、ケース記録等の必要な記録及び帳簿を整備する。
- 3 利用者は、当該サービスを利用する際は、職員の指示に従わなければならない。
- 4 当施設の夜勤時間は 17 時から翌 9 時と定める。
- 5 この規程に定めるもののほか、必要な事項については、施設長が理事長の承認を得て別に定めることができる。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

- 1 第11条の条文を「介護サービスを提供した場合の利用料は、介護報酬告示上の額とし、利用者負担額はその 1 割の額とする。利用者負担額について、公費負担がある場合は、その負担率を乗じた額とする。」から「介護サービスを提供した場合の利用料は、介護報酬告示上の額とし、利用者負担額は介護保険負担割合証の負担率を乗じた額とする。利用者負担額について、公費負担がある場合は、その負担率を乗じた額とする。」に改正する。
- 2 第11条の2の「次の各号に掲げるものについては、利用料金全額の支払いを受けるものとする。ただし、利用者負担段階の第 1 段階から第 3 段階に該当する利用者については、その利用者負担限度額とする。」から「次の各号に掲げるものについては、利用料金全額の支払いを受けるものとする。ただし、利用者負担段階の第 1 段階から第 3 段階に該当する利用者の居住費及び食費については、その利用者負担限度額とする。」に改正する。
- 3 第11条2項の「(4) 預り金管理料 1 日 1 冊あたり 50 円(預金通帳を預かった場合)」から「(4) 預り金管理料 1 日・1 冊あたり 30 円(預金通帳を預かった場合)」に改正する。

- 4 第10条2項に「(4)小遣い金管理料 1 日あたり 30 円(本人の小遣い金の管理を施設で行った場合)」を加え、以下を繰り下げる。
- 5 第10条2項に「(7)理美容サービス 1 回あたり 1,500 円～4,500 円(カット、パーマにより値段が異なる。)」を加え、以下を繰り下げる。
- 6 この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 第10条2項の「(4)小遣い金管理料 1 日あたり 30 円(本人の小遣い金の管理を施設で行った場合)」を削除する。
- 2 第10条2項の「(8)インフルエンザ予防接種料 1 回あたり 2,000 円」を「(8)インフルエンザ予防接種料 1 回あたり実費」に改める。
- 3 第10条2項の「(10)行政手続きの代行(確定申告代行手数料) 1 回あたり 500 円」を削除する。
- 4 この規程は、平成 29 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 第11条2項の「(1)居住費 1 日あたり 1,970 円」を「(1)居住費 1 日あたり 2,006 円」に改める。
- 2 第20条5項の条文中「所長が理事長の承認を得て別に定めることができる。」を「施設長が理事長の承認を得て別に定めることができる。」に改める。
- 3 この規程は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 第19条を繰り下げ、第19条に次の条文を加える。

(虐待防止に関する事項)

第19条 施設は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための職員に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

2 施設は、サービス提供中に、当該施設職員または養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

- 2 この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 第4条(1)の区分「施設長」を「施設長(管理者)」に改める。
- 2 第4条(3)の区分「管理者(介護支援専門員と兼務)」を削除し、以下各号を繰り上げる。
- 3 第4条(8)の区分「介護支援専門員(管理者と兼務)」を「介護支援専門員」に改める。
- 4 第4条(11)調理員の定数を「5 人以上 (本体施設と兼務)」から「(委託)」に改める。

5 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

- 1 第4条(10)調理員の定数を「(委託)」から「5名(他事業所兼務)」に改める。
- 2 第11条4項の条文中の「現金または銀行口座振込等により」を「現金、口座振込または自動振替等により」に改める。
- 3 この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

- 1 第11条2項の「(1)居住費 1日あたり2,006円」を「(1)居住費 1日あたり2,066円」に改める。
- 2 この規程は、令和6年8月1日から施行する。

附 則

- 1 第19条「身体拘束の禁止」に係る条項を加える。
- 2 この規程は、令和7年4月1日から施行する。